

# 玉名市公共施設適正配置計画



平成 25 年 3 月

玉 名 市



## はじめに

本市を含め多くの自治体では、これまでに数多くの公共施設が建設され、これらを通じた行政サービスの提供が市民の皆様の暮らしを豊かにしてきたと言っても過言ではありません。しかし一方で、これらの公共施設は老朽化が進み、いずれは更新の時期を迎えます。本市における人口推計や財政的観点を考慮しますと、従来の維持、改修の方法を続けていくだけでは本市の財政状況を益々逼迫させ、他の行政サービスに影響を及ぼす可能性があります。



しかしながら、このまま何も対応策を講じなければ、老朽化による施設の使用禁止や財政破たんという事態を招く恐れさえあります。中央自動車道の笹子(ささご)トンネルの事故はまだ記憶に新しいところですが、この事故は決してひとつとは決まらずにはないのです。インフラを含めた公共施設、公共投資の在り方を抜本的に見直さなければならない時期を迎えています。

そのため、本市におきましては、公共施設のマネジメントを重要施策と位置づけ、昨年度から具体的な検討に着手してきたところです。昨年度は、本市が保有する施設の基礎的情報の収集と分析を行い、実態、課題を様々な観点から「見える化」し、課題解決に向けた公共施設の在り方を検討する基礎資料として「玉名市公共施設マネジメント白書」を策定しました。また今年度は、有識者や地域団体の代表者で組織する「玉名市公共施設適正配置計画検討委員会」において、白書から見えてくる課題等を踏まえた公共施設の有効活用、統廃合、適切な施設改修、運営形態の見直し等について協議していただきました。その内容をまとめた建議書を拝受し、建議内容を反映させて策定したものがこの「玉名市公共施設適正配置計画」です。

本計画は、本市が保有する公共施設の適正な配置や効率的で効果的な管理運営を推進するうえで重要な公共施設マネジメントの基本方針となるものです。さらに今後は、本計画に基づいて、劣化状況評価等による保全優先度や投資的経費の財政制約ラインの設定を行う総合的視点に立った保全計画の策定、保全優先度等に基づいた個別施設の長期整備計画の策定等を実施して、具体的課題改善に向けた庁内横断的な公共施設マネジメントに取り組みます。

このような公共施設マネジメントに対し、抵抗感を抱く方も少なくはないと思われませんが、将来を担う次世代へ大きな負担を先送りせず、より良い資産をより良い形で引き継ぐためにも、私たち行政がこの大きな問題に真摯に向き合い、市民の皆様のご理解とご協力を得ながら解決していかねばなりません。

最後になりましたが、本計画を策定するに当たり、貴重なご意見やご提案を賜りました「玉名市公共施設適正配置計画策定委員会」の委員の皆様をはじめ、ご協力いただきました関係各位に心から感謝申し上げます。

平成25年3月

玉名市長 高寄哲哉

# 目 次

1. 公共施設適正配置計画の位置付け	1
(1) 計画の目的	
(2) 計画の位置付け及び計画期間	
2. 玉名市の公共施設を取り巻く現状と課題	
(1) 人口の現状と課題	2
(2) 財政の現状と課題	6
(3) 施設の現状と課題	7
(4) 将来コスト試算	12
(5) 用途別実態把握	13
(6) 全用途のトータルコスト	39
(7) 課題整理	40
3. 公共施設マネジメントの必要性	41
4. 玉名市公共施設マネジメント方針及び改善検討	
(1) 対象施設	42
(2) マネジメントの大方針	42
(3) 5つの柱	42
(4) 玉名市公共施設マネジメント方針のまとめ	44
(5) 用途別改善の方向性	46
(6) 改善方針検討の考え方	48
(7) 改善方針	50
(8) 主な改善イメージ	53
(9) 削減目標値の設定	55
(10) モデル検討	60
5. 今後の公共施設マネジメントの進め方	82
6. 玉名市公共施設適正配置計画検討委員会について	
(1) 委員長のことば	83
(2) 建議書	84
(3) 玉名市公共施設適正配置計画検討委員会委員名簿	90
■ 用語集	91

# 1. 公共施設適正配置計画の位置付け

## (1) 計画の目的

本市は、平成 17 年 10 月の合併後、結果的に用途目的が重複している施設や老朽化が進んでいる施設を多数保有することになった。合併算定替による交付税が平成 28 年度から段階的に減額される中、このような施設に対して、従来どおりの維持管理や改修方法を続けていくだけでは、厳しい財政状況を益々逼迫させ、他の行政サービスに重大な影響を及ぼすことが懸念される。

そこで、中長期的な視点による計画的、戦略的な公共施設のマネジメントに取り組むべく、本市が保有する施設の基礎的情報の収集と分析を行い、実態、課題を様々な観点から「見える化」し、課題解決に向けた公共施設の在り方を検討する基礎資料として「玉名市公共施設マネジメント白書」を平成 23 年度に策定した。

平成 24 年度は、白書から見えてくる公共施設の実態に関する情報を市民の皆様と共有し、公共施設の有効活用、統廃合、適切な施設改修、運営形態の見直し等の検討を行い、公共施設の効率的な管理運営を推進するため、その方針である「玉名市公共施設適正配置計画」を策定した。

## (2) 計画の位置付け及び計画期間

本計画は、本市の上位計画である第一次玉名市総合計画を下支えする計画の一つであり、第一次玉名市総合計画に掲げる「公共施設の適正配置と整備」に取り組むため、各政策分野の中で施設面の取組みに関して横断的な指針を提示するものである。

本計画は、実態把握として公共施設マネジメント白書及び適正配置計画策定作業に充てた平成 23・24 年度を第 1 段階、劣化状況調査等による優先順位付け及び長期整備計画策定作業に充てる平成 25・26 年度までを第 2 段階として、以後 10 年間ごとに第 3 段階、第 4 段階とに分けて、期ごとに具体的なアクションプランを策定することとする。なお、計画のローリングについては、10 年間の期ごとの見直しのほか、最初の 5 年が経過したところでアクションプランの進行状況等を検証して見直し、次期のアクションプランに反映する。加えて、歳入減や扶助費等の増加など、試算の前提条件に変更が生じた場合にも、適宜見直しを行うこととする。

